

第 2 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 16 年 1 月 10 日（土）午後 2 時半～

場所：八戸市総合福祉会館

事務局：第 2 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開会いたします。

報道関係者及び傍聴されている皆様には、会議が円滑に進行できますよう、ご協力方につきまして予めお願いを申し上げます。

なお、資料につきましては、委員の皆様方には資料 2～8 まで事前に送らせていただき、本日ご持参いただいているところでございますが、資料 1 のみにつきまして本日配布させていただいております。従いまして、本日協議会の資料は 1～8 までの 8 種類となっておりますが、更に前回の資料を訂正させていただいたものを資料の右肩の方にこれもまた資料 1 と付してございますが、手書きの部分が訂正されていたものを本日配布させていただいております。過不足がございましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは開会にあたりまして、蝦名青森県副知事よりご挨拶を申し上げます。

蝦名副知事：第 2 回原状回復対策推進協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年の初めで大変ご多忙のところ、委員の皆様にご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

昨年 10 月に環境省から特措法に基づく基本方針が示されたことを受け、県では田子町及び二戸市の住民の皆様に対する説明会を始め、本協議会や環境審議会、並びに関係各位にご説明申し上げ、皆様方のご意見をお伺いしながら 11 月に国に対し実施計画を提出いたしました。国の同意は未だ出されておられません、まもなく同意が出されるものと期待しておるところであり、同意後は直ちに本格的な原状回復作業が始まってまいります。

一方で、国からは事前着手が認められ、緊急を要する工事として昨年中に表面遮水・仮設浄化プラント・電力配板に着手することができました。

本日は前回の協議会でのご意見等に対する対応についてご説明申し上げる他、仮設浄化プラント工事及び表面遮水工事について、県境不法投棄現場の各種調査結果について、そして回復作業実施に伴う緊急連絡体制の整備についてご説明申し上げ、ご検討をいただきたいと思いますと考えておりますので、忌憚の無いご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

事務局：今回初めてご出席の委員の方々がいらっしゃいますので、委員の皆様方を

紹介させていただきます。なお、本日も 50 音順にご着席いただいておりますので、そのお席の順に従いまして私の方から紹介をさせていただきます。

始めに、宇藤委員でございます。

小原委員です。

桜本委員でございます。

川本委員です。

工藤委員です。

熊谷委員です。

佐々木委員でございます。

中村委員です。

長谷川委員でございます。

畠山委員です。

平田委員です。

福土委員です。

藤縄委員です。

古市会長です。

松橋委員です。

柳田委員でございます。

次に県側の出席者をご紹介いたします。

ただ今ご挨拶を申し上げましたが、蝦名青森県副知事です。

以下、県境再生対策室の職員でございます。三浦室長です。

鎌田環境再生対策監です。

九戸報道監です。

山田総括副参事です。

大日向副参事です。

近藤副参事です。

なお、事務局側の席図に変更がございましたので申し添えさせていただきます。

それでは以後の議事の進行につきましては、協議会設置要領第 4 第 4 項の規定によりまして古市会長にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

古市会長： 皆様ご苦勞様でございます。役目柄、今日の座長を務めさせていただきます。

先ほど蝦名副知事の方からお言葉をいただきましたけれども、まだ環境省の方から実施計画に対する同意が得られていないということで、なかなかそれを得るプロセスも重要ですが、それを受けた後の具体的な対策を一日も早くやら

ないと汚染は待ってくれませんので、できるだけ速やかに実効性のある対策をここでいろいろまた報告をしていただき議論をしてみたいと思います。

また今日2時間ぐらいしかございませんが、よろしくご協力のほどお願いいたします。では坐って進めさせていただきます。

そうしましたら、今日の議題でございますように、1番目の前回いろいろこの協議会で委員の先生方からご意見をいただいておりますので、質問とか、それに対する調査された結果、それから県の方針なり、その辺のところをご説明いただけたらと思います。

それでは早速ですが、資料1に基づきましてご説明の程よろしく願いいたします。

九戸報道監： それでは資料1、そしてそれに添付されております図に従ってご説明を申し上げます。

まず1番目は、熊谷委員を始めといたしまして多数の委員からご意見がございました医療系廃棄物についてです。

(1) 医療系廃棄物が混入率は少ないものの全体的に混入されており、地域住民が不安になっていることから、医療系廃棄物についての調査をさらに詳しくやって欲しいというものです。

これは図1をご参照になりながらお聞きいただきたいと思います。医療系廃棄物の調査につきましては、前回の第1回推進協議会で報告いたしました18箇所他に、現場の状況を把握するために24箇所追加して実施してございます。追加調査は30メッシュに分割して、その区域毎に壺掘りを行いまして、混入率・種類等の確認をしてございます。その結果、医療系廃棄物の混入率は1%未満ではあるものの、現場ほぼ全域に混入されているということが分かりました。これらの調査結果と分析につきましては、2月下旬に最終報告となりますので、第3回次回の推進協議会の報告とする予定でございます。

(2) として、医療系廃棄物に係る細菌性及び感染性の調査をして欲しいというものです。こちらは、後程ご説明を申し上げますが、資料5、調査結果の方についてでございます。去る11月25日に現場の浸出水を採水いたしまして検査をいたしましたところ、検査対象の菌は検出されませんでした。

(3) の医療系廃棄物があることによって水処理の方法が変わるということはないかというご意見でございます。環境省の「不法投棄された廃棄物中の医療系廃棄物の取り扱い」の専門家会合によりまして、「病原性細菌、ウイルス等の感染性病原体は、生体外環境での生存可能期間が非常に短いため、不法投棄等され数年間経過した場合は、一般には当該廃棄物中にそれらが残存している可能性はないと考えられる。」という報告をいただいております。

次のページに移りまして、周辺環境のモニタリングについてです。これは水道企業団の熊谷委員からのご意見のあったところです。水処理施設からの処理水を放流する地点の水質調査を実施しているのかというものでございます。これは資料4にございますが、こちら後程の調査の説明の時に詳しいご説明をいたしますが、10月22日に水処理施設からの処理水を放流する放流地点の他、放流地点の下流、杉倉川の上流、杉倉川下流を新規に追加をしてモニタリングを実施してございます。これらの水質については、今の資料の図2にございませけれども、全て環境基準を下回ってございます。また、この他の周辺の水質についても環境基準値を下回っております。

(2) 処理水を放流することによって生態系が変わらないかというご意見でございます。環境審議会におきましても生態系調査の必要性が指摘されております。専門家の助言を得ながら、現場周辺水域での水棲昆虫調査などの実施を検討しているところです。

3番目は、福士委員から意見のございましたものです。仮設の水処理施設の処理方法についてです。凝集沈殿と砂ろ過による浄化のほか、廃棄物に何が入っているのか分からない状況ですから、活性炭など別な吸着も含め工夫できないかというご意見でした。現在、仮設浄化プラントは図3、今の横ペーパーの図3に仮設浄化プラントの処理フロー図がございます。図3のような凝集沈殿と砂ろ過による浄化を計画しており、その処理水について水質試験を行いながら放流することとしております。今後、処理水を炭に接触させるなど、吸着効果を見ながら利用について検討していきたいと考えております。

4番のラグーンの土壌調査でございます。こちらは田子町の椛本委員からのご意見です。未調査があれば撤去量が増えるのではないかというご意見でございます。図4-1, 2のように、ラグーン周辺の土壌、そして地下水調査等は今実施をしております。その調査内容は次のとおりとなっております。まずラグーンへ流入する浸出水、そして処理水の浸透経路を把握するために高密度電気探査を実施しております。赤い線で書かれているものがそれです。9測線を実施いたしました。高密度電気探査結果に基づいて、浸出水の浸透経路を想定するために、低比抵抗部に観測孔を配置いたしまして、地下水分析資料を採水するための観測井戸を設置いたしました。これは2箇所となっております。その他、ラグーン下流部の表層土壌におけるガス調査ですとか、重金属による汚染状況の調査、表流水調査等を実施しているところです。これらの調査結果と分析につきましては、2月下旬に最終報告をいただくことになっておりますので、こちら第3回の推進協議会でご報告をする予定としております。

5番目は、不法投棄現場南側の牧草地のボーリング調査をして欲しいという、これは二戸市の工藤委員からのご意見でございます。12月8日、和平高原開発

牧場の理事長・理事に対しまして、これまでの経緯と調査内容等の説明を県で行いまして、協力方をお願いしているところです。このことにつきまして、当該開発農場からは、ボーリング作業によって牧草が傷むこと、調査実施によって風評被害に対する補償等の要望が出されました。県としては3月までの15年度内において図5のとおり調査を実施したいというふうに考えておりまして、再度開発農場と協議をすることとしております。

以上、第1回、委員の皆様からご質問・ご意見のありました点についての対応をご報告させていただきました。

古市会長： はい、ありがとうございました。

以上の項目が前回委員の先生方からいただいたご質問であったかと思えます。いかがでございましょうか。この中の水質モニタリング周辺のところですね、この辺につきましては後の議題の3のモニタリング調査結果についてのところで詳しくまた追加説明があると思えます。

それ以外、いかがでしょうか。かなり前回活発にご意見をいただいたと思うのですけれども、ご質問とか。

熊谷委員、お願いします。

熊谷委員： 私の方で、このバキューム、いわゆる吸引方式を主張しているのは、これにも書いてありますけれども、田子の産廃は普通の産廃と違って何が入っているか分からないということで、河川放流されるということなんですけれども、河川の放流によって希釈作用があるということについては十分我々も承知しているわけですが、最近の消費者は飲料水を始めとしまして、この間起きましたBSEの問題、食の安全性、いわゆる人の健康に関する問題については非常にナーバスになっているというのが事実でございます。ですから、私達水道事業者としては、消費者があつての水道事業でございますから、消費者の方を向いて結局仕事をせざるを得ないというのが現実でございます。従いまして、この放流する方法も一つですけれども、その前にこの吸引方式をすればどのくらいの費用がかかるのか。まずこれを計算していただきたいというのが要望でございます。どうしてもこれを放流せざるを得ないということであるならば、我々としましては最終的に消費者がこの是非についてどう思っているのかということまで最終的には聞いていかななくてはならないかなというような感じがしておりますので、その前にこの吸引方式を取ればどれだけの費用がかかるのか、他に方法論が無いのか、この辺について再度またお願いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

古市会長： その試算というのが今回の新たなお質問ですね。

熊谷委員： 要望ですね。

古市会長： その辺、県の方はどういうふうにお考えになりますか。

熊谷委員： もしされるのであれば出していただければ。

鎌田対策監： 今の吸引方式による費用については、うちの方では、県としてはまず放流するということを前提にして進めてまいりましたので試算はしておりません。いずれにしても、飲料水に対する影響というのは我々もあってはならないということは十分承知しておりますので、その辺でどういうやり方がいいのか、あるいは吸引しか無いのか、放流しか無いのか、二者択一しか無いのかということではなくて、もっと企業団の方ともいろんな情報を交換しながらよりよい方向が出てくるのではないかと考えておりますので、その辺で、費用は一応やってみたいと思います。ただ、その方法論としてはもう少し情報交換をしながら話し合っってよりよい方向に持っていきたいという具合に考えております。

熊谷委員： 現実、今、人の健康に関する問題というのは非常に微妙、神経質になっていきますので、この辺についても含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

古市会長： 今の点に関しましては、他の委員の方、ご意見ございますか。吸引してバキュームカーで運ぶと。コスト面だけではなく実施可能性とか、トータル量はすごい量になると思うんですけども、その辺の実施可能性も関係してくると思うんですけども。その辺に関しましては、長谷川先生いかがでしょうか。

長谷川委員： 後で少し質問したかったので、それも一緒にお答えも含めて聞きたいのですけれども。ここで、実は水質試験を、先ほどの資料1で示されていますよね。それを見ているとちょっと気になりましたのが、ア - 1 ~ 3まで、3つの点から浸出水を採っているんです。これを見ますとBODとか窒素・リン、それから塩化物イオンというのはかなり高い濃度で出てきているんですね。それでは、これをそのまま放流した時、下流の方でどういうふうな用途に水を使っているかというのが非常に重要なことで、今、熊谷委員が心配されているのはそういうことだと思うんですね。では果たして今のような水を処理しても、それが下流にどのように影響するかということまである程度試算をしないと、今、熊谷委員がおっしゃっているような吸引というかバキューム車で汲んで他に持

って行くということも考慮しなければならないのかなと思うんです。で、特にここで水質は調べているのですけれども、水量について意外とそのデータが少ないような気がする。

それからもう一つは、ここで測っているのは実は冬のものでですから多分水量として少ないと思うんですね。ですから高いのか、それとももう少し雨が降った時には水質が低くなって安定するのか、それは分かりませんが、そこから辺をもう少し検討しないと水処理ができない。

それから水処理の話をして、これで福士委員の方もかなりご専門でお分かりだと思うんですけれども、こういう風にBODが高く窒素・リンが高いわけですから、こういうものを今のような凝集沈殿と砂ろ過で果たして除去できるのかなというのは私の一つの疑問ですから、やっぱりもう少し水処理も含めて検討をして、その水が下流の水質にどう影響をするかということのある程度予測して、そしてどうするかを検討した方がいいのかなということをお思います。

以上です。

古市会長： 今、長谷川先生がおっしゃった今回の図というのは、これは4の方ですか。資料4の方のお話？

長谷川委員： 資料4

古市会長： 資料4の話ですね。

長谷川委員： 排水と場内水と書いてあるもの。何ページがございませんけれども、左半分にしかデータがございません。そこでア-1、ア-2、ア-3というのが事業場浸出水ということが書いてあるんですね。多分、これが今の埋立地から出てきている水、汚水だと思います。ここで、もう少し詳しくお話をすると、下の方を見ていきますとBODとかCODが書いてあります。これが有機物です。BODが4200というのが、ちょうど浸出水の出ているア-3のところですよ。正直言いますと、SSが120ですから、SSが120に対してBODが4200ということは、かなり溶解性の有機物が多いはずですから、これを凝集沈殿だけで有機物を減らすというのはかなり大変だと思うんですね。そういう点で、本当にこの浸出水を採ってきて凝集沈殿をして砂ろ過をした結果が水質として十分かどうかを検討したのかという問題があります。

それからもう一つは、その下にある全窒素、それから全リンがございます。全窒素というのは一番高いのが200mg/Lで、低くても47ですから、これを今

のような凝集沈殿だけで落とすのは非常に難しいと思います。それからリンもありますので、そういう点で水処理を十分にもう少し検討した結果を踏まえて放流水がどういうふうに河川に影響をするかを検討すべきではないかということなのですけれども。

古市会長： 分かりました。そういうことで、今、熊谷委員に対する、それに関連する部分で言いますと、熊谷さんは水道水源としての河川に水質が分からないような水質のものを流すのは少し問題があるのではないかということですね。それに対して、長谷川さんはどちらかというところBOD・SS、有機質の観点からというふうにおっしゃっているわけですね。そうすると、その時に、それ以外のもの、要するに、この間のお話では感染症とか、その辺のウイルス・細菌のお話もあるからという議論でしたよね。その辺のところ、何でも分からないからやるというのでは非常に科学的ではないわけですね。だから、科学的に分かる範囲内で我々はいろいろな処理なり整理をしてきたわけですね。その辺のところを少しクリアにしていかななくてはいけないと思います。これは後で事務局にお聞きしようと思います。

それともう一つ、長谷川先生がいろんなことをおっしゃっていただいたので、水処理が凝集沈殿と砂ろ過だけでいいのかというのは、これはとりあえず今日のご議論していただく仮設浄化プラントのお話をしているわけですね。この後の本設ではなしにね。これで十分かどうかという。この辺についてもちょっと、もう既にこれは発注してこれからやる部分になっておりますので、以前にそういう議論があったと思うんですけれども。ここについてどうお考えかというのを2点目ちょっと答えていただいて、3点目、水量の方なんです。雨水等によって流通する時に、先ほどちょっと私が「本当にそれ全部放流せずにタンクローリーで運んで可能かどうか」ということでしたが、量の話もちょっと議論する必要があるねということでしたよね。3点目はその量の話。

以上について、県の方はどういうふうにお考えか説明していただけますでしょうか。

鎌田対策監： それではまず、後で資料の2として仮設浄化プラントの方でお話しますので、その結果としてまたご議論していただきたいと思いますが、まず一つとして水量の問題ですね。実は、河川水については水量、先生がおっしゃるような冬場の間は少ない。従って、そういうことがあるかと思えますけれども、今これは今回初めてこの部分の調査を行ったものですから、この後の経緯というものを見ていかなければなかなかそれは非常に評価にし難い、考察し難い部分もあるかと思えます。従って、もう少し時間をいただきながら、その結果を見

ながら考察をしていけたらなと思いますけれども、そういうことでいかがなものでしょうか。

古市会長： 要するに、水質のお話は資料の4のところ、またモニタリングのところでされますので、そこでまとめてと理解していいですか。

水量の方はこれから検討されるということで。分かりました。

と言うことで、後程また議論しますので。

他に、ご回答いただいた内容につきましてご質問ございますでしょうか。

福士先生、お願いします。

福士委員： 3番ですが、「仮設浄化プラントの処理水を炭に接触させ」とお書きになっていますが、これは現地のプラントのどこかの水槽に炭を入れてその場でやるということでしょうか、それとも実験的に室内的にやるという意味でしょうか。

大日向副参事： 仮設浄化プラントの、今の説明のときにしようかと思っていましたけれども。これはフローの中で処理水槽と書いてございますけれども、その中にネットに入れた炭、それらのものを使いたいと。それでやってみたいということでございます。

古市会長： そうですか。他にいかがでしょうか。

工藤委員、お願いします。

工藤委員： 前日も話をしたんですが、その結果ボーリング調査のことについてここに載っているんですが、新聞で私拝見しましたら、何か和平高原の方では何かいろんなあれを出しているようですね。

古市会長： 牧草地のところ。

工藤委員： ごめんなさい。牧草地の件ですが。それで12月27日の東奥日報に載ったものですが、このボーリング調査地所有の農事組合法人が県に条件を出したと、こういうふうに乗っているんですが、「青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題で、現場に隣接する牧草地を所有する田子町の農事組合法人が、県に対して牧草地内での調査に風評被害対策などの条件を示していることが26日分かった。」と載っているんですが、この場合、県は牧草地内に有害廃棄物が埋まっていないかどうかを確認するボーリング調査を21箇所で行っているが、法人側は25日に提出した文書の中で「廃棄物が見つかった場合は県が撤去、風評被害

の補償、調査作業に伴う牧草への被害補償の3点を明確に約束することを受け入れ条件と示した。」こうあるんですが、青森県の方ではこれを受け入れるわけですか。本来であれば、平成15年のうちに6箇所やる予定になっていたのがこう延びているわけですが、その辺何か進んでいないというような感じがします。その辺を確認したいと思います。

大日向副参事： 確かに進んでいないと言われればそうですが、我々としては15年度、いわゆる3月まででございますので、3月の時点でもやりたいということで今後お願いをしていくことになるかと思えます。

それから補償、風評被害につきましては、これは一室だけで決められる問題でもございませんので、それらのものについては今後上層部の方と話をしながら、どう対応をするのか今後決めてまいりたいと考えております。

工藤委員： はい、分かりました。青森県でも真剣になって考えていると思うのですが、岩手県の場合は医療廃棄物が、要するにB地点というところ、県境の岩手県側なんです。あそこに医療廃棄物が埋まっているというのが確認されたわけですが、そのことについても岩手県の方ではもう青森県のためにやはりやらなくてはいけないということで、あれは結局岩手県に流れてくる水ではないんですよ。当然青森県の田子町に流れる水なんです。その沢のやつはあれを撤去するということで、岩手県の方では真剣に考えてやっているわけです。そういうことを考えましたら、青森県の方でももっと真剣になって和平高原の方と交渉をして、実際ボーリングをして何もなければこれ幸いなんです。風評被害で困るなんて言うだけけれども、風評被害で困るんだったらボーリング調査をしたら分かるんじゃないですか。そして、そういうふうにして、実際安全だということになれば、これはもう青森県の農産物、特に田子町の田子ニンニクとか、田子牛はもうブランド商品でしょう。それがバンバン売れるわけですよ。それに何でこういうふうにご躊躇するのか。私は非常に疑問に思っているわけですよ。やはり、そういうことを考えましたら、和平高原の開発農場の方々も協力して「いや、うちはその捨てるにないんだよ。掘ってみてくれ。」そういうのが筋ではないですか。そういうふうにして、「自分達が絶対危険なものは一切埋めてないんだ、このようにきれいなんだよ、ですから私たちの産物を買って下さい」と、そういうのが一番説得力があるんじゃないですか。出たらどうするんだとか、損害をどうするんだとか、そんなことを言ったら何か変だなと思ってしまう。そうじゃないんですか。

今日は青森県の田子町の委員の方たちもみえられておりますけれども、やはりそういうことを考えましたら、皆さん方もやはりそういうことに対して積極

的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

古市会長： はい。今、ご意見をいただいたのは、不法投棄現場、今考慮している対象の地域の南側の牧草地のところですよ。ですから、対象地域のところについては全量撤去をするというふうになって、それから南の方についても安全であるよと、そういうことをできるだけ早い時点で証明して欲しいと、客観的なね、というご意見ですよ。それで、県の方では調査をする方向で交渉をされているというふうに理解していいですか。はい。ではそれはやっていますので、また何らかの経過報告をしていただくということにしたいと思います。

いかがでしょうか、この回答についてはもうよろしいでしょうか。今日本来の議論がかなり残ってございますので、これだけで終わってしまうとあれです。また、これに関係するような内容がありましたら、またその時にでももう一度ご質問をいただければ、ご意見をいただければというふうに思います。

それでは、今日は議題がたくさんございますので、2番目の「仮設浄化プラント工事及び表面遮水工事について」ということで、これについて資料2でご説明よろしく願いいたします。

大日向副参事： それでは仮設浄化プラント工事と表面遮水工事についてご説明したいと思います。仮設浄化プラントにつきましては資料2、それから表面遮水工事につきましては資料3で説明してまいりたいと思います。

それではまず最初に、資料2の仮設浄化プラント工事からご説明いたします。仮設浄化プラントの概要といたしましては、平成15年12月26日に入札を行いまして、株式会社クボタが請負金額1億2075万円で落札しております。工期は平成16年1月6日～17年5月31日となっております。処理方式は、先ほどいろいろ方式についてご意見がございましたけれども、凝集沈殿処理と砂ろ過処理の組み合わせを行いまして、主にSSを除去するものでございます。資料2の4枚目に仮設浄化プラントの処理概要を記載しております。これはまだ実際問題、ユニットで行うこととなりますので、いわゆる凝集槽、それから砂ろ過水槽につきましてはこれから大きさを決めていきたいと考えてございます。その計画につきましては、次の工事工程の中でご説明したいと思います。

場所といたしましては、次のページの図1、これがいわゆる位置でございますが、これは広域的な図面でございますので、一番最後の図面、これでいきますとラグーンの上流側に仮設浄化プラントを設置することとしております。資料2の一番最後でございます。これが仮設浄化プラントの位置でございます。

それでは、資料2の2枚目をご覧になっていただきたいと思います。これが

工事工程でございます。設計及び機械の手配は1月中に実施いたします。工事を行うための準備工として、仮設現場事務所の設置。さらに雑木の伐採や搬入路工事を1月下旬に実施します。1月末からは本格的に基礎工事・浄水処理装置設置工事・配管敷設工事・電気計装工事・上屋工事等の実施を行いまして、2月下旬から稼働する計画でございます。平成16年の融雪期前に稼働し、平成17年の浸出水処理施設の本格的な稼働ができる5月まで仮設浄化プラントを稼働する計画でございます。

続きまして3ページ目でございます。緊急連絡体制でございますが、事前着工を認められました仮設浄化プラント工事と表面遮水工事に関する緊急連絡体制は次のとおりでございます。ということで、系統図を書いてございます。各々、いわゆる表面遮水は三浦建設さん、それから仮設浄化プラントは株式会社クボタ。ここからの報告が再生対策室、並びに現地事務所の方に入りまして、そこから各々の機関に連絡をする。これが系統図でございます。なお、工事が本格化する時点には、岩手県と調整の上連絡組織を整備していきたい、そういうふうに考えてございます。なお緊急連絡体制につきましては(4)の中で詳しく説明したいと思っております。それから、その他といたしまして、仮設浄化プラントから出る濁水・汚泥の搬出につきましては、汚泥の分析試験を行いまして、産業廃棄物の普通産廃、あるいは特管産廃の判定を行いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規程により処分してまいりたいと考えております。また、工事による残土処理につきましても同様に土壌分析試験を行いまして適正な処理処分をしていきたいと考えてございます。さらに、これからの搬出につきまして、処分先や搬出ルート・運搬車両台数・期間等が決定した時点において速やかに田子町現地事務所を通して住民の方々にお知らせしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、表面遮水工事の説明をしたいと思えます。資料3でございます。

表面遮水工事の概要につきまして説明してまいります。平成15年12月17日に入札を行いまして、三浦建設株式会社が請負金額4746万円で落札しております。工期は平成15年12月19日～平成16年3月25日となっております。工事の内容といたしましては、表面遮水工、シートの敷設でございますが、面積7410㎡、雨水排水工530m、浸出水排水工300m、集水柵工7箇所、流末工が1式となっております。

それでは2ページ目の工事工程についてご説明いたします。現場の天候や積雪状況により工程の遅れが生じることもございますが、現在の工程について説明していきます。12月中には工事の準備工で雑草の伐採や工事測量を行いまして、平成16年1月～2月上旬にかけまして土工工事、いわゆる造成工事でございます、造成工事・法面成形を行いまして、表面遮水工のシート敷設は1月下旬

～ 2月下旬で完了する計画で、平坦部につきましては旭化成ジオテック株式会社のADKシート、これは豊島で使用しておるものと同様の物でございます。斜面はセレン株式会社のシートを使用する予定です。これにつきましては、後で皆さんに見ていただきたいと思えます。回して見ていただきますが、グレーのやつが平坦部に使用するシートでございます。斜面はセレンの、緑側の方が斜面側に敷くシートでございます。こういう2種類のシートで我々の方はやっていきたいと考えてございます。それでシートの固定方法でございます。それと側溝の構造図でございますが、これは資料3の一番最後のページに図面がございます。左側のA-A断面の図面がございます。この中で浸出水排水工、これは木柵を兼用した側溝でございます。それから雨水排水工は製品のU字溝、300×300の側溝を入れる予定です。それで、その右側でございますが、間伐材が書いてございます。L = 1m500、1500と書いてあるやつでございます。この丸太をシートの固定として間伐材で固定していくという考え方でございます。なお、シートにつきましては、ちょっと図面には明示しておりませんが、ロープを平坦部、いわゆる固定方法といたしまして3mメッシュでロープを掛けていきます。そういうことによりまして、いわゆるシートのまくれ上がりといったものをそういうロープのもので押さえます。さらには、同じ3mピッチの部分に間伐材を利用した重石をやっていくという考え方でございます。なお、豊島の場合は重石に土嚢袋と言いますが、ビニール体のもので土砂なり碎石を積めて実際固定しておりますが、どうしてもそれだとまくれると。そういう話を聞いておりますので、青森県としては幸い間伐材が多量にあるということでございますので、間伐材を使用させていただいて固定していきたい。それらのものが今後図面が正規に出た時点でまた紹介する部分があるかと思えます。その時にまた皆さんにお知らせしたいと考えてございます。

先ほど言いましたけれども、雨水排水工でございますが、これは1月下旬から2月下旬、これはもう一度2枚目に戻っていただきまして工事工程を見ていただきたいんですが、1月下旬から2月上旬に完了させたい。さらに、浸出水排水工につきましては、1月上旬から2月上旬に完成する、そういう形でございます。さらに流末工につきましては、3月中旬に実施いたしまして、全体の工事を3月25日までに完了させたいということでございます。それから緊急連絡体制は、仮設浄化プラントと同様でございます。それから残土処理につきましても、先ほどお話ししたとおり、仮設プラントと同様に考えてございます。

4枚目を見ていただきたいのですが、4枚目が概要図でございます。いわゆる表面遮水工から雨水導水工をつけまして、下のWと書いてある池に入ります。そこから雨水と、その隣に仮設浄化プラントと書いてございます。仮設浄化プラントの方は浸出水の水路から結びまして、浸出水は仮設浄化プラントを通す。

それから雨水の方は、雨水導水路の部分からラグーンの方へ分離して流す、そういう計画でございます。

以上、簡単ではございますが、仮設浄化プラントと表面遮水工事の工事工程についてご説明いたしました。

古市会長： はい、ありがとうございました。仮設浄化プラントの方ですけど、これは資料2の中で、多分私のところはこうなっているからあれなんですけれども、先ほどの資料1のところの図3が浄化プラントのフロー図になっているんですね。これは本来こっちに入るべきですね。はい、それで説明していただきました。

では順番に、先に仮設浄化プラントについて、この概要についてご質問やご意見ございますでしょうか。

福士さん、お願いします。

福士委員： 処理水の放流先の件ですが、結局どこに流すんですか、これは。それがちょっと図からははっきりしません。ラグーン側に流してしまうのか、それとももう少し北側の沢に出すのか。その辺ちょっと確認をしたいんですが。

大日向副参事： 仮設浄化プラントからすぐ脇にありますラグーンがございます、こちらの方に流します。

福士委員： 私、詳しくちょっと暗記をしてないのですが、ではこのラグーンというのは南西側にもう少しラグーンがポンポンとありますが、そちらとつながって流れていくと考えてよろしいですか。

大日向副参事： そういうことでございます。

福士委員： 北西側の沢には行かないというふうに思っているのですか。

大日向副参事： ラグーン、上からいきますと1, 2, 3, 4, 5, 6, 7、八つぐらいございますけども、こういうふうに、この下の方にたんと落ちていくと、そういう形でございます。

古市会長： 南西の今あるラグーンの方に放流するわけですね。

福士委員： 雨水もラグーンなんですか。

大日向副参事： 雨水につきましてもラグーンに入りますけども、先生もご覧になっているかと思うのですが、現在浸出水の出ているルートというのが、斜面を通りまして降りてきております。その水を仮設浄化プラントの方に流すように水路を切り替えます。ですから、今、表面遮水工でやって導水路を通った雨水の水の部分とはここで縁が切れているわけですね。そういうことで、浄化した水は浄化してラグーンの方に落ちますし、雨水はそのままこのルートを通りましてラグーンの方に一緒に落ちます。ですから、浸出水はあくまでも仮設浄化プラントを通してラグーンに下ります。雨水はそのまま下ります。そういうことになります。

古市会長： 処理された水と雨水は一緒にラグーンの方に行くということですね。
宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： この間、田子町にお越しになって、大日向さんからご説明をお伺いしたのですが、私は作業の進捗状況とか住民の人たちと一緒にやっていくという、住民と一緒に調査をやっていって欲しいという気持ちがございますので、そういうシステムを考えておいていただいているかどうかをお聞きしたいと思います。
それから、先ほど排出していく際に土壌分析等を処理しながら運んでいくと言って下さいましたので、是非現場に調査・検査できるような施設まで考えていきたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

古市会長： 今、おっしゃっているのは仮設浄化プラントでの処理水なんかのチェックみたいなものを住民も関わってやりたいとおっしゃっているわけですね。その辺いかがでしょうか。

大日向副参事： それらについて、今後試験する期日とか時間とか、そういうものはこれから決まってくるものでございますので、それらが分かり次第住民の方々にもお知らせして、できるだけ立ち会って確認していただきたいと考えております。

古市会長： 結果を情報公開するだけではなく、サンプリングする時も立ち会うということですね。

大日向副参事： そういうことでございます。

古市会長： そういうことだそうです。宇藤さん、いかがですか。

宇藤委員： この間の説明ですと、工事している中に結構立ち入り禁止とか、そういう場所を設けるとか、そういうこともいろいろ言われていたのですが、やっぱりはっきりしたシステムというか、そういう形を示していただきたいと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。ただ、こういうことをやりますので来て見て下さいとか、そういう形ではなくて、もう少し具体的なのが欲しいなと思うのですが。

大日向副参事： これにつきましては、今、計画の段階でございまして、結果的に調査する日とか日程がはっきりし次第皆さんの方にお知らせをして立ち会っていただくと。危険な箇所というのは、確実に造成工事の段階で土質調査とかそういう分析をする場合は別の位置にそういう土砂とか汚泥については別にストックしますので、そちらの方で検査できますので、そちらの方は危険な場所でない所でそれらのものを立ち会っていただくと。機械が入って工事をやっている部分については、バリケード等で危険の立ち入りの標識をつけるということでございます。よろしいでしょうか。

宇藤委員： お願いいたします。

古市会長： 他にいかがでしょうか。
川本委員、お願いします。

川本委員： 仮設プラントの処理のフローについてちょっとお尋ねしたいんですけども、今のご質問で水質のチェックということもあったのですが、仮設プラントで、例えば水質としてのpHですとか、あるいは有害物の指標に一部なるかと思うのですが、紫外線吸光光度計といったようなものもあるんですけども、そういうものをプロセス計測みたいなものは考えておられるんですか。

古市会長： いかがでしょうか。何らかのモニタリング設備をつけるということでもいいですか。

大日向副参事： はい。これにつきましては4枚目の概要で書いてございますけれども、放流水質水槽に、いわゆるpH計、SS、それらのものを付けたい。それから水質管理といたしましては常時センサーとして今言いましたpH計、SS、それから水温、これらのもを常時センサーとして付けます。それから月1回の工程法によりまして、SS、BOD、COD、トータル窒素、これらのも、

それから年4回、これは公定法でダイオキシン類をやっていきたい。これは入ってくる原水と出て行く処理水、これはどちらも測定をしていきたいと考えております。

川本委員： 分かりました。私の質問の中で紫外線吸光光度計というのを申し上げたんですけれども、使い方にもよるんですけれども、有害物、特に、ちょっと専門的になりますけれども芳香族系の物質なんかが含まれて流出してしまうというようなことになるとUV254 というのでモニターすればある程度把握できたりしますので、ちょっとその辺りも検討していただければと思います。

大日向副参事： その辺につきましては施工業者の方と打ち合わせをしながらやってみたいと考えております。よろしいでしょうか。

古市会長： この辺の仮設浄化プラントを設置されて運転されるのが16年3月～17年の5月くらいまでですね。その間の処理前の原水と処理後の処理水のデータについては、この委員会で何らかの形で公開していただけますよね。そういうことですよね。そこで何らかのまた追加の調査なり検討なりをご意見いただく仕組みになりますね。

大日向副参事： そうです。

古市会長： 分かりました。では機会均等ということで、柳田さん、お願いします。

柳田委員： 若干この協議会でも時間が無いように伺っておりますので、手短にお願いと、あるいは質問をさせていただきたいと思います。

まず、仮設浄化プラントも含めて今までの説明に対するお願い・ご質問を申し上げたいと思います。まず先般、知事がお出でになった住民説明会に、知事から表明されたこと、本当に我々もかなり高く評価をしております。その中でちょっと残念だったのが、いわゆる日本一の産廃の処理をするにあたって、香川県の豊島以上にやりますよと、そういう言葉を聞いたかたなど、それが住民の本音でございました。そのことも今後十分に県の方々、知事を始め考えていただきたいと。それを一つお願いを申し上げたいと思います。

また、この協議会もそうですけれども、住民説明会も本当に限られた時間で説明をなされておりますので、そういう限られた時間での質問等に対する答えというものは、なかなか聞きたい部分を聞けないわけです。ですから、我々が地元に戻ってからも説明をする責任がございます。その点、本日ご列席

(テープ 1 B面)

お願いをしてその文書をいただきたいと、そういうことを皆さんのご同意を得ながら今後進めていきたいなど。これは住民の考え方も含めておりますので、その点も一つお願いを申し上げたいと思います。

それで、本題の仮設浄化プラントについてご質問なりをしていきたいと思いますが、県のご説明では、いわゆるSSを除去するという目的でプラントを建設するわけですが、その他の、いわゆる別のものの有害物質の除去がどうなるのか、なされるのかなされないのか、その辺が有害なVOCみたいなものが除去できないものであれば、やっぱりもう少し住民にはっきりした説明をしていただきたいと。それが浄化されないのであれば、せっかく何億の投資をしてプラントを作っても何ら意味がなされないのではないかという懸念がございますので、よろしくその浄化する意味のある浄化をしていただきたいと、そういうふうに思います。

それと、いわゆるどういうものを除去するんだ、あるいはどういう設備をするんだというような設計なり仕様書というものがあると思うんですが、それも開示していただきたいと、それを一つお願いをしたいと思います。

それから、現場内の、いわゆる水の出た調査結果、いわゆるジクロロメタンですか、それからベンゼンとかホウ素、そういう有害物質を完全に除去するようにして、仮設と言われても本当に飲める水に近い、飲める水を作っていただきたいなど、そういうふうに思うわけですが、これが本当にそうなるのか、その辺もお聞きもしたいしお願いをしたいということでございます。

それから水の管理というのが、大体1ヶ月に1回と説明がございましたが、それも常時できるようにしていただきたい。と言うのは、いわゆる浄化した水に魚等を放流をして観測をするようなこともしていただけないものかなと。それも一つお願いを申し上げたいと思います。

次に、表面の遮水工のご説明がございましたので、今キャッピングをなされている所というのが、一番やりやすいと言いますか、工事のしやすい場所に見受けられるということがこの間の説明会でも言われておりましたが、本当に有害な水が出ている所をもう少し緊急にキャッピングできないものか。その辺の工事の進捗もお願いを申し上げたいと。今までの説明の中で県の皆さん方にもお願いを申し上げたいと思っております。

それから、これはよく説明会で言われるわけですが、この不法投棄に関する説明をする時に、やたら横文字、記号、いろんなのが出てきて理解ができないと。そういうことがいわゆる我々凡人であれば、農業をやっている者はそういうことを本当に通常使わない言葉でございますので、いわゆる括弧書きで今後

の説明のときは註釈をつけていただきたいなど。それを一つお願いを申し上げたいと。

それから、こういう協議会もそうですが、我々の町でも協議会を設置しております。その人たちも現地を調査しながら工事の進捗、あるいは現場を確認したいと、そういうことで行っております。今からやりますと、そういうことですので、この協議会もやはりそういう計画がございますのか無いものか。いわゆる皆さんで現場を見ながら検討なり今後の対策を検討していただきたいと。それを一つ聞いたりお願いをしたりと、そういうことでございます。

それから、もう1点。お礼でございます。と言うのは、いわゆるキャッピングの工事をするに地元の業者が参入されたと。大変喜ばしいなど。今後も県としては地元の業者を優先して工事に参入していただきますようお願いを申し上げたいと。これは地元の方々から大変県のご配慮に感謝すると、そういうお話をいただきましたので、一つ付け加えさせていただきます。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。今、柳田さんの方から、非常に参考になる有意義なご意見をたくさんいただきました。ただ、こういうご意見がいっぱい多分出てくると思いますが、これ全部を議論すると時間がどうしても限られています。それをご承知の上でおっしゃられたと思うんですけども。その時に、ご意見の中で何らかの意見を文章化してということをおっしゃっていましたよね。例えば、今、たくさん、10項目弱のことをおっしゃられたんですけど、そういうものをどういうふうにしたらいいという意味でしょうか。その辺、文章化という意味は。

柳田委員： 私が申し上げたのも含めまして、各委員の皆さん方がおっしゃいますこと、そういうこと。あるいは町でもそういう協議会がございます。そういう意見を県の方にこういう質問がございますと、それを文章で提出したら、それも文章で県の方から、いわゆるこの協議会も含めて文章で回答をしていただきたいと。そういうことでございます。ですから、ここの協議会の場合というのは、我々も帰ってからのいろいろと説明をするんですけども、今日質問をしたこと、あるいは答えてもらったことを速やかに的確に伝えることというのはなかなか難しい問題です。ですから、文章で質問されたことも県で多分記録されて持ち帰ると思うし、我々がまたいろんな面で質問をしたものも含めて県の方から文章で回答をもらえれば大変ありがたいなど。それを一つ委員の皆さん方のご同意を得ながらお願いをしたいということでございます。

古市会長： 今おっしゃったことは二つ大きく、この協議会の中での議論・ご意見のお話と、それ以外の住民説明会なりまた個別の何らかのコンタクトされた時のお話ですよね。協議会の方を先に議論しますと、これにつきましては、この議論の内容につきましては議事録が今とられているわけですね。ちょっと時間は遅れますけれども、これは全文公開するんでしたかね、どういう形でしたか。全文公開ですね。ですから議論した内容は全部残ります。それに対してどう対応したかというのは、毎回見ていけば抜けている、抜けていないというのが多分分かると思います。それで、今日柳田さんからいただいたような10項目弱のご質問なりご意見なりというのは、できましたら何らかの文章でまとめられて、それを資料として出していただいて、それについて読み上げるなり補足説明をしていただくと皆さん資料を共有できますよね。それに対してまた事務局の県が対応されると思うんですよね。

柳田委員： 配布資料が事前に・・・

古市会長： いや、それは柳田さんがこの協議会の委員なわけですから、委員としてのご意見になるわけですよ。だから私はこういう意見を今回言いたいと。だからお出ししますと。これはこれでいいわけです。この委員会以外のところの回答の仕方なんですけれども、これについては皆さんどういうふうにお考えになるでしょうか。協議会以外のお話なんですけれども。それはその都度考えていただいた方がいいのか。ただ、そこまでこの協議会の役割が、前回この協議会の役割・位置付け、今日少し修正したものを、追加したものを5番目の環境モニタリングについてということで所掌しているような役割をもう一度確認していただきたいと思います。今日再度お出しいただいたんですけれども、一応優先順位としては、何でもこれに関係することを活発に議論したいんですけれども、やっぱり優先順位があるかなと。

柳田委員： この場の協議会の内容で結構でございます。

古市会長： そうですか。

柳田委員： 後の方は県の方々とお話を申し上げて、我々でやっていきたいと思っております。

古市会長： そうですか。分かりました。今言ったような形で、委員の皆様いかがでしょうか。多分書いたものを見ながらご説明を聞いた方がより理解をしやすいと思

いますので。次回からはそういうふうにさせていただきたいと思います。

県の方、よろしいですね。ですから、そういう意味では、柳田委員だけではなしに、他の委員の方も事前にそういうのをお出しいただく。その為にはどういふことを議論するかというような資料を、今回は1週間ぐらい前に資料を委員の皆様方にお送りしておりますので検討していただく時間があつたと思うんですね。ですからそういうような形にさせていただくと限られた2時間という時間の中で有意義な検討ができるかというふうに思います。

ではそのようにさせていただきたいと思います。

九戸報道監： すいません。ちょっと一言。情報に関してですけれども、この報道監という職を置きましたのも、やはり積極的に情報公開をしていくということで、これまで田子町で開かれました住民説明会等へのご質問に対するご回答等も文書で作ってございますし、今皆さんからちょっとご指摘のあるところですが、ホームページ工事中でございまして、昨年度後半の議事録がまだ掲載されてございません。これに住民説明会、それから環境審議会、そしてこの原状回復対策協議会等も随時議事録を掲載していく予定でございまして、情報は常に皆さんに共有いただくという体制を整えてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

古市会長： と言うことは、ここのものだけではなく、これに関するような、県境問題に関するものは積極的に県は情報公開をしていきますという意味ですね。はい。

今言ったような形で、例えば柳田さんが今日コメントされたこと、全部が全部質問ではなく、コメントなり感想なりもあつたわけなんですけれども、それに対して特に、例えばこれについては次回までに宿題にしたいとか、そういうのをここで議論させていただければいいわけですね。

ではそのようにさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。仮設浄化プラントだけではなくて、その中でもう一つの方の表面遮水の方についても柳田さんの方からご質問がありましたけれども、もっとここのやりやすい所だけではなく他もあるのではないかという質問。

熊谷さん、お願いします。

すいません。これも今日時間が、あとまだ3の各種調査結果というのは重要でございまして、この辺のところも十分時間を取りたいと思いますので、この議題につきましてはあと5分ぐらいで打ち切らせていただきます。すいません。

熊谷委員： 福士先生がさっき質問をしました資料3の4枚目の図面ですけれども、ちょ

っと理解ができないものですから、福士先生の話と関連しますけれども再度お聞かせ願いたいと思います。

仮設プラントがあるんですけども、ここからラグーンに入っていくと思うんですけども、ラグーンから、要するに洪水とか融雪時対策で、ラグーンを越えた先、いわゆる放流はどこにこれが、さっき福士先生もおっしゃったんですが、その所がこの図面の中では明確になっていないわけですけど、このところ、沢に落ちていくのか杉倉に落ちていくのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

古市会長： ラグーンの先のお話ですか。

熊谷委員： 資料の3の4枚目の図面の左側。仮設浄化プラントのもうちょっと先が欲しいんです。

大日向副参事： これにつきましては、ちょっとそれを全部書いてしまうともっと大きい図面ではないとまずいんですが、今書いてあるのが、これはあくまでも工事の図面として作ったものでございます。結果的に、今熊谷委員がおっしゃっているのは、いわゆるどこに流れるかということになりますとモニタリングの方、今モニタリングの図面を出しますけれども、結果的にはこの図面になるわけですね。それで基本的にラグーンを降りた水というのは、最終的に今、地下浸透はしております。ですけども、これはモニタリングのア - 16、ア - 17 というモニタリングの箇所がございます。最初の意見書の図1を見ていただければよろしいんですが、ア - 16、ア - 17、この沢に流れていきます。この沢を通過して杉倉に流れ、さらには熊原に行くと。そういうことになります。

古市会長： 両方ありますね。資料1の方と資料4の方。資料4の方で水質モニタリングのお話の時にまたこの全体的なお話をされますよね。ではまたその時にお話をするということでもよろしくをお願いします。

藤縄先生、では手短かにお願いします。

藤縄先生： 今、ラグーンのお話が出ましたので。ラグーンの上流から下流までの水収支みたいなのはお取りですか。地下に潜っていくというお話をちょっとされたんですが、もしかしたらこれは滑り面の一番上部にあたるのかなという気がするんですが。

大日向副参事： その辺を含めて、現在ラグーンの調査をしています。高密度電気探査、

計測線、先ほど言っていますけれども、それらのもの、さらには地下浸透のものがどちらに卓越しているとか、そういうものを今調査してまして、あと調査の井戸も掘ります。そういったものを、今度次回の時にはまとめてご報告できると思っていましたけれども。

藤縄委員： その結果を楽しみにまた見せてもらいたいと思うのですが、もしここが滑り面の頭ですとかなりここから直接滑り面に沿って水が入っていく可能性がありますので、ここに放流水を出すのはもしかしたらまずいかもしいかなというのが1点ございます。ですから、ラグーンに入っている水がどういう抜け方をしているかというのをよく調べていただくと非常にありがたい。

大日向副参事： その辺次回の時にはご説明できるようにしたいと思っていました。

藤縄委員： もう一つだけ。このラグーンの土壌調査というのは、これからされるんですよね。

大日向副参事： そうです。土壌については、実際は今やっているんですけども、ガス調査とか、そういうものもやっています。ですから、それらのデータも3月にはお示しできると。

藤縄委員： これはVOCは多分あまり出ないんじゃないかと見ているんですが。逆に、もしかしたらSS分なんかがこの辺に沈殿して、ダイオキシン類が溜まっている可能性があるのか無いのか、ちょっとその辺は調査されるんですか。

大日向副参事： ダイオキシンまで全部調べることにしていますので、全部出ます。

古市会長： 今のところ大事なお話なんですけれども、土壌調査とかについては資料1の図4-1のところこういう電気探査とか土壌ガス調査、こういうのを一応やられることになっていますので。水収支のところというのは、まあそんなにしっかり水収支は取れないと思いますけれども、ここの部分というのはどちらかと言いますと今まで長い中でラグーンにぶつかるんですけども、途中で水が消えているような状況があったところですので、かなり藤縄先生がご心配しているような部分もあるかも分かりませんので、少し水の行き場は調査された方がいいと思います。

はい、ありがとうございました。そうしましたら議題3の方に移りたいと思います。どうしましょうか。これざっと続けてアイウエの議題をやっていただ

けますでしょうかね。お願いします。

鎌田対策監： それでは資料４・５・６・７、全部一括して説明させていただきます。まずモニタリングの調査結果でございますけれども、これについては今までどおりやってまいりまして、いわゆる生活環境への影響とか現場の汚染状況とかというものでそれを把握するために13年度からやってまいりました。昨年になりますが、15年の10月22日から水質のモニタリングポイントを増やして実施しております。今後順次ポイントを増やししながらモニタリングをより精度を高めながらやっていって、ご報告していって、また今後の対策の資料にしたいという具合に考えております。

それでは、これに添付しております図面と一緒に説明させていただきます。まず図-1ですけれども、これは周辺環境の水質モニタリング位置でございます。これについては、今まで従前5地点をやってまいりました。これについては5地点から12地点に増やして調査をしてまいりましたけれども、10月22日にやりましたけれども、全ての地点で環境基準値以下ということと、それからダイオキシン類についても環境基準以下でございました。ただ、左上にありますア-15というところがございます。ここは堆肥センターと称しまして、従前から沢水を水質検査してきましたけれども、最近水量が大分減少してまいりまして採水できなくなってきております。従いまして、今後このポイントを把握できるような周辺を探してポイントを変更していきたいという具合に考えております。

それから、次のページの図-2で水質モニタリングの現場内の水質モニタリング。これは従前どおり表流水は4地点、それから地下水が2地点ということでやっております。この中でやっておりますが、これは追加の箇所も書いておりますけれども、従前今までやってきたのは真ん中ぐらいにありますア-5、それからその下にありますア-3、それから左側にいきまして斜面の所にありますア-1、それから上にありますア-2、それからラグーンの所のア-4、ア-6と。この6地点で浸出水、あるいは地下水の調査を行っております。浸出水は、何度も何度も従前からずっとそうなんです、ア-3番、いわゆるヒューム管から出てきている水、これはジクロロメタンとかベンゼン、こういうものが排水基準を超えているということでございます。ただ地下水の方は全ての地点で環境基準をクリアしているということでございます。

資料の次のページの説明に移りますが、先ほど言いましたがモニタリングの項目とか地点については今後、今現在のところ7地点増やしておりますけれども、ボーリングを追加して地下水のモニタリングを増やすということを予定しております。これについてはいろいろとこの協議会でもご議論いただきたいん

ですが、果たしてポイントだけを増やしていいのかと。後もう一つは、項目についてこのままの項目で全てをずーっとやっていくのか、どんどんどんどん増やしてやっていけばいいのかということの疑問がございますので、十分委員の先生方のご議論を踏まえて、そして整理していきたいという具合に考えております。

次に大気質のモニタリングでございますけれども、これは今年度から、いわゆる廃棄物の撤去、あるいは汚染拡散防止対策工事、そういうものが実施されます。従って、そういうものの工事に伴う生活環境への影響というものを把握するために、大気質・騒音・振動、そういうモニタリングをするということで、今回は現状、今の状態がどうなっているかということ把握することとして、11月に第1回目の調査を行いました。図3でございますが、大気質のモニタリングの位置図、左上にA2というところがございます。これはちょうど上郷の公民館のところでございますけれども、ここで、いわゆる自動車の排ガスによる影響というものを調べるために、二酸化窒素とSPMを測定、いわゆる浮遊粒子状物質を測定しております。これは1週間連続で測定した結果、環境基準というのをずーっと下回っていると、非常にいい環境にあるという状況が分かっております。

次のページですけれども、(2)に有害大気汚染物質。これは現場のこれから始まります掘削とか撤去作業、これによって周辺へどういう具合に影響をするのかということ把握するために、これも今の状態がこうだということで、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンという、いわゆる揮発性の有機化合物を測定しております。これは、いわゆるベンゼンとジクロロメタンは出ておりますけれども、環境基準を大幅に下回っている。トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンはもう検出されないというような状況になっております。図3の方で見ていただきますと分かりますように、周辺、東西南北大体、ここの風が多いのが大体西風でございますが、A-1aというところが一番大きな影響を受けるかと思っておりますけれども、今回測ったところによりますと3箇所とも影響は無かったという具合に見ております。

それから次に、騒音・振動調査結果でございますけれども、これはこれから工事用の車両とか運搬車両が通行することによって相当の影響が出てくるかと思っております。今の状況としてはどうなのかということもここでも測っております。これは図4のところで、A-2というのが上郷地区、それから3が関地区、4が田子の町の中ということで測っておりますけれども、ここは実際騒音規制法に基づく指定地域ということにはございません。ただ、参考の為に環境基準を付けておりますけれども、田子地区で若干上回っている状況にあると。これは交通量とも十分関連しますけれども、交通量が一番少ないのが上郷地区、それが

ら次に、それから田子地区はものすごく多いというような状況での結果でございます。

それから次のページに振動レベルを出しております。これは振動も同じ時期に同じように測っております。振動についても振動規制法に基づく規制地域ではございませんけれども、参考に昼と夜の部分に限度値がありますので、それと比較しても相当低いと。良好な環境にあるというようなことが分かっております。

次のページからは直近の10月22日に測定した結果をお示しております。周辺環境水として、今まではア-11から15まで測っておりました。今回16から20、21、22という具合に追加して結果を載せております。これについては下の方の、先ほどご指摘がありましたけれども、電気伝導度が若干高いところもでございます。これからもこの作業は継続して続けていきたい。

次に場内の浸出水でございます。これについては、先ほど長谷川委員からご指摘がありましたヒューム管からの水質、これがBODが異常に高い。それからSSが高い、全窒素、あるいはそういうものが高いということでございましたが、これから、今仮設の浄化プラントではございますけれども、このBODが高い、多いところを、これはどういう水処理の方法がいいのかということで相当検討をしてみいました。その結果として化学的分解処理で取れるのではないかとということで、この原水としてはこういうような状況でございますけれども、処理、あるいは今の流れる状態によっても若干下がってきておりますので、そういうもので本格的な水処理施設、いわゆるこれから作ります水処理施設で化学的分解処理をすることによって十分対応できるのではないかと。それから窒素については、これは生物処理をかませていますので、それで十分対応できるのではないだろうかという具合に考えております。

ちょっと時間が押していますので、次にまたありますけれども、資料の5に入ります。先ほど、冒頭資料1でも説明しましたけれども、医療系廃棄物による微生物、細菌の影響というものの現場の調査をいたしました。その結果として、今のところ分かっているのが細菌の検査だけです。この4番に書いておりますけれども、4種類の細菌の検査結果、全ていずれも陰性でございます。採水した場所はA地点・B地点という、いわゆる現場から浸出水が流れ出るところでございますので、そこで陰性ということは、影響は受けていないということを考えております。ウイルス検査については今分析中でございますので、結果が出次第速やかに公表したいという具合に考えております。

次に資料6のトレーサー試験でございます。これもちょっと図面と一緒に見ていただきたいと思いますが、いわゆるA沢から新水源、新しい田子町でお飲みになっている新しい水源へ影響をしているのではないかとのご意見がござ

いました。それに対してどういう具合の水の動きになっているのかということ
を調べるために、指標物質を流すことにそれが出るか出ないか、そういうこと
によって結果として分かる、そういうような調査を行いました。その方法とし
ては、塩水、6%の塩水を、ここで、図1のA-4、上の浸透地点という所に
トレーサー導入地点と書いておりますけれども、そこに流し込みました。その
結果を継時的に調査し、見ていったのが一番最後の図面でございます。図1-
2、トレーサー試験結果図というのがございます。これが結果なんですけれど
も、第1の赤いところが、これが下流側の湧水地点でございます。この赤いと
ころにピークがまず先に、第一に、これは11月26日に出ております。これは
表流水によって運搬された影響が出ているのではないだろうか。その次に、真
ん中からちょっと左側の方に第2のピークが出ております。第2のピークの、
これは雨水で浸透して電気伝導度が下がったけれども、観測地点では押し出さ
れた、雨水によって押し出された電気伝導度が高くなったということでピーク
をちょこんと出しております。それから第3のピークというのは、右側にござ
いますけれども、これは土壤中に溶存しているものがぼこんと出てきた、いわ
ゆる押し出されたという形で、結果的には青のところ、新水源のところへの電
気伝導度の影響、ピークというのは一つも見えませんが、結果的にはAの沢
から新しい水源への影響は無いという具合に結論付けることができるのではな
いだろうか。そしてもう一つは、高密度電気探査もやっております。地形状、
これはその前のページの図面を見ていただきたいのですが、その中の下の方の
四角に書いてありますが、左岸と右岸があります。そして左側が高くなってお
ります。そうすると、構造的にも地下水が左側に流れるということはまず考え
難い。従って新水源への影響というものは出てこないのではないだろうかとい
う具合にここで考察しております。

それから資料7、これは現場付近の沢で、実は油膜が確認されたと。これは
どういうものであるかということを中心と調査していただきたいという情報
がありましたので、これを調査しました。場所は次のページに書いております
けれども、現場からちょっと下がったところでございます。この油膜を確認す
る、油を確認するためには、普通油分というものを測るために四塩化炭素とい
うものを使います。その四塩化炭素に溶けたものが多ければ油分が多いとい
うこととなりますけれども、この四塩化炭素で抽出したものが無いと、不検出で
あったということになれば、これは油分ではない。では何だろうということに
なるわけですが、いろいろな調査をしながら細菌検査もしてみました。そ
の結果として、一番最後のカラーの写真が載せておりますけれども、3種類
の鉄細菌が確認されております。この鉄細菌がその自分の体の中に水酸化第二鉄
を蓄積して、そういうものが小さな粒子ですから水に浮かんでいるということ

で油膜のように見えたのではないだろうか。従って、これは水酸化第二鉄の形として現れたものであるという具合に考えられております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。時間が大分押し迫ってまいりましたけれども、今、資料の5、6、7はどちらかと言いますと、資料1の議題で前回のご質問いただいたことの回答をさらに詳しく調査したものをまとめたものになってございます。ですから資料5、6、7については後程またご質問をまとめて受けるということにして、資料4の方がどちらかと言いますとこの経過報告、またこれから周辺への環境影響等を調べていかなければいけませんので、場内も含めてですね、このモニタリング結果について何らかのご意見をご指導いただきたいということだろうと思います。

資料4につきまして、できましたら10分以内でこれを終わるしかないんですけども。

： モニタリングについて若干お聞きをしたいと思います。それは、いわゆる生態系とか、いわゆる生物等に影響を及ぼすと、その調査をして対策をしますと、そういうことでございますけれども、どういう組織、あるいはどういう機関、あるいはどういう先生なりに依頼をしながら調査結果等を公開していくのか、その点をお聞きしたいと思いますので、よろしく一つお願いをします。

古市会長： 調査の指導をどこで受けているかということですか？はい。これは県の方で独自にやられているわけですね。

鎌田対策監： はい、そうです。組織と言うか、まず検査機関ですけれども、民間のこういう水質を専門に分析している会社がございますので、そこに委託をして分析をしてもらっております。この項目とかそういうものについては、いわゆる環境基準とか排水基準とか、そういうものに決まっている項目、この項目を分析しているということでございます。

古市会長： はい。他にいかがでしょうか。表流水、浸出水、それから地下水ですね。それぞれの調査結果が出ておまして、場内の浸出水が排水基準を超えている、これは十分想像できる、前からそうになっているんですけども。地下水の方とか、周辺の河川の方とか、この辺のところもありますので、何か気付かれたことがございましたら。先ほども鎌田さんの方からありましたけれども、さらにこの調査地点を増やすほうがいいのか、分析項目を増やす必要があるのかとか、

もう少し何かできましたら建設的な方向でのご指導をいただきたいと思うんですが。宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： 先生のおっしゃられたことと違いますが、それでもよろしいですか。
分からないので教えていただきたいんですけど。この電気伝導度とか塩化物イオンが高くなるとどういうことになるのか教えていただきたいんですけど。

古市会長： いかがでしょうか。要するに、周辺環境水で電気伝導度とか塩化物イオンというのがかなりの数値が出ていますよね。この意味合いをちょっと教えて下さいということですね。

鎌田対策監： それは私から言うより専門の先生がいらっしゃいますので、長谷川先生がいらっしゃいますので、長谷川先生や福士先生からのお話の方が分かりやすいかと思えますけれども。

古市会長： 一番専門なのは。

平田委員： これは高いですね。高いんですが、例えば雨にも入っているんですね、いろんな物が。電気伝導度ですと、このマイクロジーメンス/cm というこの単位でいきますと、雨ですと10とか20とか、その位でしょうかね、値として。自然の林地なんかですと、どのくらいでしょう、100、200は超えないと思いますね。でも100くらいはあると思います。ある場合があります。それから塩化物イオンがありますよね。これはちょっと高いんですが、これは元々自然状態の場合ですと海の水から来るんですね。雨ですと4とか5とか、そのくらいの値は入っています。普通に1とか2とか。ここは山の中ですからそのくらいかもしれません。地下水でも元々入っているものなのですね。少し、若干濃縮されているかもしれませんが、数というところ桁単位くらいの値は自然状態でも入っていると思います。でもこれは非常に高いですね。

宇藤委員： 270とかという数字も出ておりますが、これはどの程度。

平田委員： 270と言いますと、何の270ですか。

宇藤委員： 電気伝導度。

(マイクに入らない発言)

平田委員： 少し高いというくらいですね。100、200 マイクロジーメンス、この単位でいって100、200、300 くらいですと、そんなに気にする値ではないと私は個人的には思っています。普通ですとね。

宇藤委員： どのくらいになったら。

平田委員： それは難しいんですよね。・・・と言われると困るんですが、やはり普通の状態から一桁上がってくると人為的な影響が非常に強いということですね。だから1000 とかになってきますと、もう明確に影響があるということだと思います。ここは結構高い値が出ていますよね。

(マイクに入っていない)

古市会長： 宇藤さんが心配されているのは、資料4の14、16、17というのは、先ほど議論になりましたようにラグーンから・・・河川に流れていくんですね。それからア-21 というのは、これは十文字川の方で岩手の方に流れていくわけですね。いずれは・・・。それともう一つ高いのでア-13 とか・・・この辺は最終的に・・・いずれにしても、これは自然よりも少し高い・・・出るということは、何らかの因果関係があるのではないかと危惧されているわけですね。そういうことですね。

平田委員： 可能性は明確にそれはあると思います。出ている可能性は高いですね。ただ、この値で直ちにどうかと言われると、とんでもなく高いという値ではありませんので。現実に例えば、確かにヒューム管、例えばアの沢なんか高いんですね、高いんですがジクロロメタンが0.6 とかベンゼンが0.3、10倍以上ですので高いことは高いですね。ホウ素は、ホウ素は評価がちょっと難しい物質なんですね。これは確かに規準より高いんですよ、高いんですがホウ素自体がどうのこうのという、そういう問題ではないと思いますね。やはりここではベンゼンとジクロロメタンですよ。これが一般環境の中で出てきているということが問題であろうと思いますね。10倍のオーダーくらいですよ。10倍程度という、そういう話です。高いことは高いんですが、とんでもなく高いという値ではないですね。法で見ている値の範囲ではね。ただそれよりも気になりますのはBODの4200 とか、そのあたりの中味の議論が少しありましたよね。今申し上げているのはア-3のところですね。BODで4200mg/ℓ。SSが低いのにBODが高いと。イオン性の物が入っているんですね。水に溶けたから、SSというのは塊ですよ。例えば土の粒子とか、そういったものではなくて、

水に溶けたものが入っているのではないかとということを心配をされているんですね、先生方。今、議論をしていますのはこの処理で大丈夫ですかという議論があった時に、県の方は今考えているもので大丈夫ですよというお答えをいただいているのでしたね。だから処理は大事なんですけども、もう一つ大事なことは、これは一回きりの測定なんですね。そういう意味で、年間を通してどういう変動をしているんだということがもっと大事なことなんですね。川本先生がおっしゃいましたよね、他にも芳香族があるのかもしれないと、そういう話もあったんですけども、そういう意味でややこしいものにつきましてはターゲットを絞って、年間を通して調べてみると。浸出の量の多い時にはどういうものあって、浸出水の量の少ない時にはどういうものあってと、年間の変動をきちっと調べていくと。これが大事なことなんですね。だから、調べる時に、では例えばカドミウムなんかは非常に濃度が低いわけですよね。こういったものも全部調べますかと言うと、そうではなくて、やはり濃度の低いものは年に1回は調べる必要があるでしょうけれども、それ以外の時にはターゲットを絞って、いわゆる機動的に、もう少し計測経費、他のこともありますのでできるだけ効率良く調べていくということも大事なことです。何もかも全部一律に調べるというのではなくて、場所も物質も絞って重要な物質は細かく調べていくのが大事だと思いますね。1回だけで大変やっかいな話です。だからももう少し、年間を通してどういう変動をしているんだという話をしないと、1回だけで全てを決めてしまうというのはちょっと処理をする時にも将来問題が起こるかもしれないし、ということですね。

古市会長： ありがとうございます。ちょっといろいろご質問があると思うんですけども、ちょっと私の考え方を述べさせていただきますと、あくまでもこの数値が高いから問題だ、その数値が2倍になったり3倍になったからという話ではなしに、むしろこれは先行指標として何らかの汚染物質が来ている因果関係の可能性を示していると、そういう意味で先行してくる指標かな、モニターするためのね。だから、実際そういう有害なものが実際ここに来たら大変なわけですよ。だからそれが来る可能性はあるんだけど、本当にそういうものが来るか、吸着物質なんていうのはなかなかここまで来ませんから、途中でどこかに捕まってしまうから、分解するやつもあるし。だから、そういう意味での可能性を示しているぐらいの理解でよろしいんじゃないでしょうかね。今おっしゃっているのはね。後の芳香族だとかいろいろな物質、重要な毒性のあるような物質についてはそれなりの年間変動なり、さらに詳しい調査を続けていく必要があると。だから黄信号ぐらいの話。むしろそういうようなモニタリングが出ないからと言って安全とは限らない。なぜならば、そこに有害な物質が

あるわけですから。その辺のところの理解をやっぱりしておかないと。だからそれが無くなれば汚染リスクは無くなるわけですよ。その辺の考え方を少し整理、これからも整理していかなければと思いますので、そういう意味で非常にいいご質問をしていただいたと思います。

小原さん、お願いします。

小原委員： 今のに絡んでですが、モニタリングについては既にもう3年ぐらいやっていますね。それから岩手県側と青森県側と両方あるんですが、それをつき合わせて、平面的にと、あるいは経年的な、時系列的なデータもあるわけですから。今まで出ているのは環境基準をクリアしているかどうかとかという評価が出ているわけです。その時点では分かるんですが、今先生方が、会長さんとか平田先生が言われたように、どういう意味を持つのかというところを皆知りたいわけですね。さっきの農協の会長さんもそうだと思うんですが。こういうことを見ればこういう可能性がある。あるいはここについては何年か調べているけれども量が少ないし変動もないから、これについてはあまり心配ないんじゃないかとか、それはもちろん可能性でしかないかもしれませんが、先生方、まあ専門の先生方がおられるものですから、私たちはそれが知りたい。それは表がデータだとは思いますが、ですから、どのぐらいの量で出ているかというのはまずデータになると思うのですが、それをどう解析するか、読むかというところを分かり易く知りたいというのが地域住民だと思っているんですよ。ですから、この点、いろんな物質が入っているんですけども、このデータから見るとこういう可能性があるとか、こういう心配があるから、この点はずっと重点的に調べようとか、あるいは重金属のこの点についてはあまり大したことないから、さっきおっしゃったように年に1回でいいんじゃないかとか、そういうことを私たちは抽象的にいろんな場所で、数できるだけ多くしていただきたいとか、調査項目も増やしていただきたいとか言うわけですが、それはやっぱり私共では分からないですね。それで専門の先生方が大勢おられますので、もちろんその点の方では注意してやっていると思うのですが、今先生方が言われた読み方、それを一番知りたいところなのでよろしくお願ひしたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。結局、今おっしゃられたように、データの見方とか解釈ですよ。だからただ単に生データがこうだよという表ではなく、この見方ですよ、眺め方と言いますかね。

小原委員： これは岩手側にもお願ひをしているんですが、両方つき合わせて平面的に、

熊原川に流れるのもありますから、全体をどういうふうに見るかというのを是非専門の先生方に、その時点その時点での評価をしていただければ大変私共は分かりやすいということをお願いをいたしたいと思います。

古市会長：　そういう意味で、これ事前にデータをお出しいただいている、送っていただいているわけですね。ですからこの委員会向けのデータなんですけれども、もっと早い時点で分かっているものもありますよね。そういうのを専門の先生方に事前にお送りするなりして、解釈の仕方なりという指導をある程度受けた上でそういうものを書くようにされたらいかがですかね。この協議会の資料として。そうしたら皆情報を共有できて、同じレベルで議論できますよね。要するに、この物質のことを知らなければ議論できないというのでは、ちょっとそこで止まってしまいますからね。そういう意味で非常にいいご指摘をいただいたというふうに思います。

平田委員：　・・・ご理解いただきたいのは、相場感というのは非常に大事なんです。非常に重要な話なんです。確かに有害物質は無い方がいいんですけども、世の中これだけたくさん物質を使い我々消費をしているわけですね。ここの場合の汚染原因が不法投棄というところでもないことが原因になっておりますので、住民の方が大変不安なのは分かるんですけども、やはり有害物質と言いましてもゼロにするのがいいのかどうかですね。やはり我々は管理をしていくという、そういう知識も持っているわけですので、そういうことも少しご理解をいただいて、例えば規準とはどういう意味があるのかとか、水道水の規準とは一体何なのかとかですね。排出基準、普通は規準の10倍という値になるんですけども、そういったところを本当に住民の方と腹蔵の無い情報交換ができれば一番よろしいと思うんです。そうでないと、有害物質は全部取っ払ってしまうとか、無い方がいいんだとか。多分そういうことを、まあ一番いいんでしょうけれども、実施可能性から見ると大変難しいと。そういう現実が目の前にありますので、そういうことも含めてご議論をしていただくのがいいのかなという気がいたします。もちろん、住民の方は大変被害を被る可能性があるということは十分承知はしているんですけども、それを承知の上でご理解いただきたいと思います。

バックグラウンドはそうなんです、例えばベンゼンとかそういったものはバックグラウンドにありませんので。

ごめんなさい、そういう意味ですね。だからそういう意味での、広い意味での相場感というのは大変重要かなという気がいたします。

古市会長： 平田先生、いいことをおっしゃっていただいたんですけども、やっぱり相場感という言葉なんですけれども、トータルで、総合的にデータが流れた時に、どういうふうに対策と結び付けた時に実行可能な優先順位の高いものがあるかという、専門家としてのご意見で重要ですと、データの解釈だけではなく対策に結び付けたときの相場感みたいなもの、そういうものも大事ですということをおっしゃっているんですね。やっぱり、その辺は住民の方はまた違ったご意見もあるかと思うんですけども、その辺をここで議論できればより有効な議論ができるかなという気がいたします。

藤縄先生でしたかね。

藤縄委員： ちょっと時間、新幹線の時間があつてすぐ出ないといけないんですが、トレーサー試験について一言だけコメントさせていただきたいんですが、これは湧出地点の直上でトレーサー試験をされていますので、湧出地点というのは地下水がそこから地表に向かって流れ出している点ですので、そこにトレーサーを入れますと非常に狭い流線というか、流動方向が分かります。少なくとも、この地形で見る限りは、トレーサーは多分新水源に行かないだろうと私も思います、直感的に。ただし、この新水源というのも同じ滑り面に乗っかっているのではないかと懸念されます。同じ滑り面というのは、上流側に廃棄物の処分場があるわけですから、汚染されている可能性も無きにしもあらずということ、多分先ほどから非常にご懸念されていると思うんですね。ですから、このトレーサー地点からは確かに新水源には行かないんですが、それで新水源の水質が良好だという保証にはなりませんので、この新水源の水質も十分チェックをされた方がよろしいのではないかと。ちょっと最後に一言だけ。

古市会長： 資料6の方のお話ですけど、要するに今調査している方の上流側の表流水からの経路だけではなくに、他の経路もある可能性がありますから、その辺もチェックして下さいという意味でおっしゃっているわけですね。よろしいですね。そういう意味ですよ。ありがとうございました。

時間があまり無くなってきてあれなんですけれど、私からも少しちょっと言いたいの、私が言ってもあれなんですけれど、現場内の地下水の方なんですけど、これはア-5を見ますと、これも同じように5,6の電気伝導が高いんですよ。高いということは、これも今の表流水のお話と同じ様なお話があるわけですよ。例えば、ア-6の方ですとラゲーンのすぐ下流ですよ。それからア-5ですと、これは何かと言うと、両県の県境に近いところなんです。県境に近いところなんです。それはどういうことかと言うと、これは上の所に穴を掘って水が池みたいに溜まったように、天水だけでこれだけ溜まるもので

はないですね。やっぱり東側、岩手県の方から水が来ているわけですよ、地下水がいっぱい。そういう可能性がありますので、青森県の方の廃棄物が存在するものの影響と同時に、岩手県の方からの廃棄物の影響も無いのかどうか。これは上から来る表流水だけではなくに地下水から来る可能性もありますので、できたらもう少しモニタリングをする井戸の位置を岩手県と青森県の県境のところに行くか取って欲しいなという気がします。そうでないと本質的な対策にならないと私は思いますね。その辺ちょっとご検討いただけませんか。

鎌田対策監： それについては、これから増やしていく中でどこにポイントを置けばいいのかということのいろいろ検討していきたいと思っております。

古市会長： 特に県境の所をやって欲しいと言っているわけです。

鎌田対策監： 分かりました。

古市会長： これは将来的にどう決まるか分かりませんが、県境の所の遮水壁を取る取らないという議論がございますので、その辺のところ非常に深く関わる議論になってくると思います。

柳田委員： もう一点、モニタリング等についてお願いを申し上げたい。これは県に申し上げるわけですが、我々農業をやっている者と、あるいはまた熊谷委員がおっしゃられるように消費者が本当に大事なお客さんでございますので、モニタリング等の回数、あるいは常時観測をしていただきながら、いつでも水質検査等の提出ができる体制をとっていただきたいと、これは県にお願いをするのが一点でございます。それから、もう一つ。先ほど会長さんがおっしゃられたような中味にも触れますけれども、いわゆる先般の知事の説明の時に、風評被害の対策も講じますと、そういうお話を、力強いお話をいただきました。風評被害というものは出てから使うのであれば何にもならないのが、我々とすれば風評被害対策ではないかと、そういうふうと思われるわけで、いわゆる風評被害を出さないための風評被害対策を講じていただきたい。いわゆる浸出水、あるいは汚染物質が、いわゆる先ほど会長さんがおっしゃられたような対策を講じられるような試験等を風評被害の試験として使っていただきながら、いろんな風評被害の、いわゆる出てからの分も含めての、今後県にお願いを申し上げていきたいと、そういうふうと思っておりますので、今後とも一つ我々のご意見も聞き届いていただくように県の方々にお願いを申し上げたいと、そういうふ

うに思います。いわゆる出てからでない対策を一つ考えて重点的にお願いをしたいと、そういうことをお願いをしたいと思います。

以上です。

(テーブル 2 A面)

古市会長： あらかた終わると思いますが、それはまたこの委員会が終わったあとで個別にまたアドバイスなりをしていただけるとありがたいという気がします。

あと資料の6、7、8、これについては概観は説明していただきましたけれども、何かさらにご質問ございますでしょうか。

川本委員、お願いします。

川本委員： 資料5の、細菌の関係なんですけれども、これは特殊な、いわゆる影響の大きいような特殊な菌をやっているんですけど、一般的な一般細菌ですとかそういったものは同時にこの時は測定されたんですか。

鎌田対策監： 一般細菌についてはこの時はやっておりません。

川本委員： それはこれ以外でもやっていないということですか。そうですか。

そもそも細菌が、こういったものは沢山いる中のある特殊な毒性を持った有害性を持った病原菌だと思うんですけども、微生物ですから何十万倍とか何百万倍の一般細菌が沢山いるはずですので、その中のある種の大腸菌がこういったものの一応の指標にはなっているわけですけども、こういった特殊なものをやらなくても指標になるようなものを同時にやっておけばこういったものの懸念が出てきた時に役立つ情報になるのではないかなと思ってお聞きしたんですけれども。

古市会長： ある意味で一般細菌の、菌の・・・環境みたいなものとの関係・・・ご検討下さい。他に5、6、7で何かご意見ございませんか。

無ければ次の議題に移りたいと思います。それでは緊急連絡体制の整備に付いて。これについてご説明よろしく願いいたします。

近藤副参事： 資料8によりまして、緊急連絡体制の整備についてご説明いたします。坐って失礼いたします。

1の目的でございますが、途中ちょっと省略いたしまして、原状回復作業を進めるに当たり、災害・事故等を未然に防止すること。これがまず基本でござ

います。しかしながら、万が一の不測の事態に備え、緊急時における関係機関の連絡体制を整理し、情報収集・情報管理、それから被害の拡大防止、復旧対策、これらが迅速かつ適切に進められるように準備するものでございます。付け加えますと、この際現場が岩手・青森の両県にまたがっておりますので、両県共通の根幹となる機関による連絡調整の場、また実際の工事に当たる両県の業者間の日常の作業の安全確保、あるいは緊急時の相互連絡のための連絡組織の設置、こういったものも岩手県と調整しながら整備をしていきたいと考えております。

2番は概要でございますので略させていただきます、3としてその際想定される緊急事態として考えられるものを列挙いたしますと、一つには大雨・地震等の自然災害で現場外への汚染が拡散するといった災害、それから二つ目に廃棄物の運搬車両の事故による道路周辺への廃棄物の飛散、それから廃棄物運搬車による人身事故、それから現場内での労働災害等が想定されるところでございます。

次のページに移ります。そこで緊急連絡体制整備の考え方でございますが、自然災害では馬淵川流域の関係機関、また車両事故では運行ルート沿道の関係機関が加わることとなります。非常に関係機関が多岐にわたっておりまして、体制の検討・調整が必要でございます。従いまして、当面、今回の事前着手工事、表面遮水、それから仮設浄化プラントでございますが、これに対応する暫定的な連絡体制をまず整備した上で、今後の廃棄物撤去及び工事本格化に対応する緊急連絡体制の整備をあわせて進めていくという考え方をしております。これは岩手県におきましても事前着手工事に対応する暫定の連絡体制を整備し、今後本格的な撤去開始に合わせて連絡組織、対応マニュアルを作成していくという、これも青森県とも協議しながら体制を整えていくということとしてございます。

5でございますが、先ほど表面遮水、それから仮設浄化プラントのところでご説明いたしました緊急連絡体制暫定でございます。これは12月19日に関係機関による打ち合わせ会議を開催いたしまして、関係機関から修正の意見をいただきました。それからその後仮設浄化プラントの業者も決定いたしましたので、12月26日に緊急連絡体制暫定として定めたものでございます。

次の3ページに、先ほどご説明いたしました連絡の系統図として掲げてございます。

それから4ページでございますが、次に今後の廃棄物撤去、それから工事の本格化に対応する緊急連絡体制素案でございます。先ほどの想定する事案としまして、例えば労災、自然災害、車両事故、人身事故等が起きた場合に、どのような機関に連絡をする必要があるのか。これを掲げてみたものでございます。

まだ過不足があろうかと思えます。まだ素案の段階でございます。さらに、この表には廃棄物搬出ルート沿道の市町村として関係する機関、これらが入っていない状況でございます。入ってございませんが、既にもう60機関を超えているということでございますので、こういった機関にどのような系統で連絡をすればいいのかといったところを、今既に検討・相談をしているところでございます。12月19日の会議の際にもこの素案をお示しをして意見をいただいているところでございます。

5ページでございますが、これはその際にも素案としてお示ししてございませぬけれども、例えば自然災害の場合、こういうふうな連絡系統が考えられるのではないかとということで当室で作成をして、今関係機関と協議・調整しております。特にこの自然災害の場合は、ご覧いただきますように関係する機関も非常に多く、また段階も踏む必要もございませぬので、これがいかに連絡がスムーズに流れるようにするのか、これが非常に重要なところだと考えております。根幹となる機関につきましては暫定の体制とほぼ同じメンバーとなっております。

それから6ページでございますが、これは廃棄物運搬車両による事故の場合、車両事故による場合とそれから環境汚染が伴う場合等々がございませぬが、これも合わせて素案ということで関係機関にお示しをして協議調整中でございます。

今回、当面の事前工事に対応する緊急連絡体制、それから今後の連絡系統の素案をお示しいたしましたが、当然緊急時の対応マニュアルも必要というふうに考えております。自然災害が発生して被害の恐れのある場合、あるいは被害が発生した場合、あるいは車両事故・労働災害の場合に、例えば想定される事態に応じまして警戒配備とか、あるいは非常配備とか、そういう配備の規準。それから配備後の時間を追った行動・対応の方法、こういったものを内容としたマニュアルも考えていかなければならないというふうに考えております。これも先ほどのメンバーと言いますか関係する団体も非常に多ございませぬので、連絡系統の検討と合わせまして関係機関に案をお示しをして、様々な意見をいただきながらマニュアル整備の方も併行して進めていきたいというふうに考えております。連絡体制、マニュアル、これも本格工事になります16年には作成していきたいというふうに考えております。

説明としては以上でございます。駆け足になりまして失礼しました。

古市会長： はい、ありがとうございました。時間が無くて申し訳ありません。ちょっと急がせまして。これからこういう体制を引かれて、こういう事故が無いに越したことはないんですけども、リスク管理の上ではこういうのが必要ですのでこういう体制を組んでいくと。それからマニュアルの整備もされていくという

ことですね。その辺のマニュアル整備さらたものは何らかのものをこちらでまたご報告いただくんですか。

近藤副参事： また協議会の方にお示ししたいと思っています。

古市会長： そうですか。それと、是非その時本当にこう絵に描いたけれど、この情報が流れるかどうか、どこかで一回訓練、シミュレーションやってみて欲しいですね。

近藤副参事： はい。ありがとうございます。

古市会長： 最後まで流れるかどうか。

はい、ありがとうございました。以上で今日の議題は一応終わったんですけども、その他として何かございますでしょうか。次回は決まっていますよね。3月になっていますよね。

一応いろいろご意見をいただいたやつをばーっと言いましょかね。時間が。言った方がよろしいですね。はい。

議題1のところ、熊谷さんの方から、要するに放流水のタンクローリーで運ぶ場合コストがどのくらいかかるかという、これはその必要性も含めてコスト試算をしてみてくださいという話。その時、長谷川委員の方からも水量の方のこともありますので、その辺を見積もって、実行可能性等についても検討してくださいというご意見がございました。

それから工藤さんの方からは、南側の牧草地のところ、こちらもやはり大丈夫だよと、風評被害が起こらないように大丈夫だよということを証明するためにも調査できるように県の方で頑張ってくださいと。県の方はそれを交渉中ですよということでした。

それから議題の2の仮設プラント方なんですけれども、これは宇藤さんの方から、その調査チェックに当たっては市民も立ち会えるような形なり仕組みを少し工夫してくださいということですよ。

それから、これは福士さんとか川本さんの方からあったんですけども、仮設浄化プラントでの水質チェックですよ。それについて協議会で中間報告的なものを出してくださいということですよ。そのデータを踏まえながら、実際十分浄化されているかどうかという検討もここでしていきたいということをおっしゃっていました。

それから柳田さんの方からいっぱいご意見をいただいたんですが、その中で特に重要なのは、委員の方々のご意見を何らかの箇条書きにして事前に協議会

資料としてお出しして、その委員会・協議会の中でその資料を踏まえて説明していただいて、疑問な点については委員会で協議するなり県にまた調査をしていただくという形を取りたいということですね。後いくつか柳田さんの方からいろいろなご意見をいただいたんですけども、ちょっとまた議事録の方に回すといまして。

それから藤縄委員の方からラグーンの方の水収支なり土壌調査をされていますかということで、これは今やっておりますというお答えでした。

それから議題3の方で、各地調査なんですけれども、特にモニタリング調査の方で、宇藤さん・小原さんの方からご意見をいただいたんですけども、ただ単に調査したデータ・表を載せるだけでなく、そのデータの持つ意味とか解釈、見方ですね、そういうものをできたら専門の先生方にしていただけないか。また事前にそういうことを協議会の前に先生方に事務局は相談をして、その解釈なりを協議会の資料にも記載すると。できたらそういう形を取ってくれませんかということですよ。

それと、また平田さんの方からは、こういう電気伝導度とか塩化物というのはある意味の汚染の可能性を示す先行指標であると。ですからそういうものを見ながらまた実際の有害物質の濃度の調査の仕方だとか、その規準との関係で対策に向けた時に相場感を持って対策をしないと、本当にぎりぎり単に数値だけを見て議論をするんじゃないよというようなことのコメントをいただきました。

それから、これは資料の6の方でトレーサー試験ですけども、藤縄先生の方から、今やっているような表流水の経路についての新水源との因果関係は無いだろうと。しかし、新水源というのは地下水、飲用に供するわけですから、これに至る経路としては、特に滑り面的なことも考えられるので、そちらの方も検討していただけないかというようなご意見でしたですね。

それから、これは恐縮なんですけど、私の方から、特に今回合同委員会でのいろんな報告、前回の合同委員会の技術部会でいろいろ調査を随分したわけですよ。それを踏まえて、そういう知見を踏まえてこの協議会もやられているわけなんですけれども、その時やはり両県、青森県だけのお話ではできませんので、やはり岩手県も踏まえて、全体で汚染の有害物質がどういうふうに不安にしているか。その影響が地下水なり表流水なり、それから土壌なりに影響をしているか。それをしっかり見極めないとな本質的な対策に結び付かないので、やはり県境のところのモニタリングが必要ではないでしょうかというのが私のお願いでした。

それから柳田さんの方から、風評被害というのは出てしまったら遅いので、出ないように細心の注意をして対策を考えて下さいというご意見がございました。

た。

それから最後に、資料の5細菌のお話で、そういうような感染症の細菌ウイルスだけでなく一般細菌についてもちょっと調査をされたいかがでしょうかと。そういう菌が成育する環境であるのかどうかとか、そういう知見も入れる必要がありますので、ちょっとやられたらどうですかというコメントもございました。

必ずしも委員の先生方の真意をうまくまとめられていなと思うんですけども、それにつきましてはまた議事録の方でフォローしていただくということで、今いくつか申し上げた中で調査する、または宿題ということがありますので、事務局大変とは存じますけれども、できるだけ次回の協議会に向けてご準備いただけたらと思います。

以上で私、座長の方はこれで降りますので、マイクはお返しします。よろしくをお願いします。

事務局： 長時間にわたりまして、古市会長には議事の進行、そしてまた委員の各位皆様方には長時間ご協議をいただきましてありがとうございました。

最後に副知事からコメントがございます。

蝦名副知事： 長時間にわたりまして、大変なご議論、ありがとうございました。今日いただいたご意見につきましては県としても十分尊重しながら検討をしていきたいと考えておりますので、大変今日はありがとうございました。

事務局： なお、次回の第3回協議会は3月27日土曜日を予定してございますので、よろしくお願いいいたします。

以上をもちまして、第2回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。